

Rose Expo FUKUYAMA 2025 実施運営業務
に関するプロポーザル実施要領

2023年（令和5年）9月8日

世界バラ会議福山大会実行委員会

目次

1	業務の目的	1
2	業務概要	1
	(1) 業務名	
	(2) 業務場所	
	(3) 業務内容	
	(4) 業務履行期間	
3	提案上限金額	1
4	提案内容	2
5	選定方式及び契約方法	2
6	参加資格	2
7	参加申込みの手続等	3
	(1) 担当部局	
	(2) 選考スケジュール	
	(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所	
	(4) 質問書の提出及び回答	
8	参加申込書の作成等	4
	(1) 受付期間	
	(2) 提出場所	
	(3) 提出方法	
	(4) 提出書類及び部数	
9	プロポーザル参加資格の確認	4
10	企画提案書の作成等	5
	(1) 受付期間	
	(2) 提出場所	
	(3) 提出方法	
	(4) 提出書類及び部数	
11	企画提案書の評価及び評価基準	5
	(1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	
12	契約の締結	6
13	失格条件	6
14	その他の留意事項	6

Rose Expo FUKUYAMA 2025 実施運営業務 に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

世界バラ会議福山大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、2025年（令和7年）5月に開催予定の第20回世界バラ会議福山大会2025（以下「福山大会」という。）と合わせ、「ばらのまち福山」を国内外に発信することを目的にRose Expo FUKUYAMA 2025（以下「Rose Expo」という。）を開催するにあたり、準備、実施運営等Rose Expoに係る全ての業務を行う。

また、Rose Expo開催による「ばらのまち福山」の発信効果を高めるため、積極的な情報発信・広報PR活動を行う。

2 業務概要

(1) 業務名 Rose Expo FUKUYAMA 2025 実施運営業務

(2) 業務場所 本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 実行委員会事務局所在地

（福山市経済環境局経済部経済総務課（福山市東桜町3番5号））

イ 受注者の所在地

ウ 福山大会会場及びRose Expo会場

エ その他実行委員会が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「Rose Expo FUKUYAMA 2025 実施運営業務委託 業務説明書（以下「業務説明書」という。）」のとおり。

ただし、受注者からの提案又は実行委員会からの依頼によって実行委員会と受注者が協議の上で追加する業務を含むものとする。

(4) 業務履行期間

契約締結の日から2025年（令和7年）8月31日（日）まで

3 提案上限金額

提案上限金額は、171,322千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（想定内訳）

2023年度（令和5年度）__19,867千円

2024年度（令和6年度）__52,162千円

2025年度（令和7年度）__99,293千円

- ・この公募による契約は、令和5年第4回福山市議会定例会において、当該契約に係る補正予算の議決が得られなかった場合には取り消すものとする。
- ・この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものであることに留意すること。ただし、提案に係る見積書において、支出から収入を差し引いた合計額が上記提案上限金額を超えることはできない。
- ・入場料、協賛金及び出展料等の収入については、事業者の見込む額において収入として

計上できるものとする。併せて、支出として計上することも差し支えないが、収入が見込を上回らなかった場合でも、実行委員会は上記提案上限金額を超えて負担しないことに留意すること。

- ・業務に福山大会協賛金獲得業務を含むが、福山大会分の協賛金については、実行委員会の代行収納とし、受注者と実行委員会との間で予め定める割合を差し引きの上、全て実行委員会に納めること。
- ・入場料を徴収する場合の入場料収入については、全てを委託料に加算するものとする。
- ・入場料以外の収入については、事業費に充当できることとし、受注者と実行委員会との間で定める方法において、精算する。
- ・また、各年度の出来高予定額は、契約後に受注者と実行委員会との協議の上で策定する予算を基礎として、各年度当初に実施内容、単価・数量を元に受注者と実行委員会との間で協議し、見直すことができるものとする。

4 提案内容

提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 予定業務履行者の実績等
- (3) 業務の実施行程
- (4) Rose Expo に係る提案
- (5) 広報に係る提案
- (6) 予算
- (7) その他本業務に必要な事項

5 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、花き・植物に係るイベントに関する専門的な知識・経験等を有する事業者から広く提案を募集し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。

また、受注候補者の企画提案内容に基づき、特に実行委員会と受注候補者の役割分担及びスケジュールに関する取り決めを行い、本業務の仕様内容等について協議・調整を行い、仕様書等の契約文書について互いに妥結した時点で、当該業者と随意契約を締結する。

6 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外

措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

7 参加申込みの手続等

(1) 担当部局

世界バラ会議福山大会実行委員会事務局

(福山市経済環境局経済部経済総務課)

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎9階)

電話：084-928-1215

E-mail：keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2023年(令和5年)9月8日(金)
実施要領等の配付期間	公告の日から2023年(令和5年)10月10日(火)まで
質問書の受付期間	公告の日から2023年(令和5年)10月10日(火)まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2023年(令和5年)10月10日(火)まで 回答は、適宜世界バラ会議福山大会ホームページ (https://wrc2025fukuyama.jp/ 以下同じ)に掲載。
参加申込書の受付期間	公告の日から2023年(令和5年)10月10日(火) 午後5時まで
参加資格確認結果通知	2023年(令和5年)10月13日(金)
企画提案書の受付期間	2023年(令和5年)10月16日(月)から11月8日(水) 午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2023年(令和5年)11月13日(月) (予定)
企画提案書の選定通知	2023年(令和5年)11月20日(月) (予定)

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2023年(令和5年)9月8日(金)から同年10月10日(火)までの午前8時30分から午後5時まで(福山市の休日定める条例(平成元年条例第29号)第1条に規定する市の休日を除く。)

イ 配付場所

7(1)に同じ。

※世界バラ会議福山大会ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の提出及び回答

質問は、次の手続により行うことができる。

ア 質問書の受付期間

2023年(令和5年)9月8日(金)から同年10月10日(火)までの午前8時30分から午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を電子メールに添付し、実行委員会事務局宛てに送信すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※電子メール送信の際は、件名に「Rose Expo FUKUYAMA 2025 実施運営業務に関する質問」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、世界バラ会議福山大会ホームページに掲載する。

8 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2023年（令和5年）9月8日（金）から同年10月10日（火）午後5時まで（郵送の場合は10月10日（火）午後5時必着）

(2) 提出場所

7（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

(4) 提出書類及び部数

次のアからオまでの書類を作成し、各1部を提出すること。

（エの（ア）、（イ）及び（ウ）については、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア Rose Expo FUKUYAMA 2025 実施運営業務プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 実績報告書（様式2）

ウ 業務実施体制（様式3）

エ 法人等に関する書類

（ア）登記簿謄本（写しでも可）

（イ）市税の完納証明書（写しでも可）（本市に納税義務のない者を除く。）

（ウ）納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したものの〔写しでも可〕）

（エ）印鑑証明書（原本）

（オ）委任状（様式4）（権限を支社長等に委任する場合に限る。）

オ 誓約書（様式5）

9 プロポーザル参加資格の確認

8で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2023年（令和5年）10月13日（金）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

10 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2023年（令和5年）10月16日（月）から11月8日（水）午後5時まで（郵送の場合は11月8日（水）午後5時必着）

(2) 提出場所

7（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

(4) 提出書類及び部数

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ア 企画提案書（様式6） | 1部 |
| イ 企画提案書（様式7） | 21部（社名あり1部・社名なし20部） |
| 別紙「業務説明書」を参考に提案すること。 | |
| ウ 業務実施スケジュール（任意様式） | 21部（社名あり1部・社名なし20部） |
| エ 本業務参考見積書（任意様式） | 21部（社名あり1部・社名なし20部） |
| ※見積書は一式とせず各項目の詳細が分かる内容とすること。 | |

11 企画提案書の評価及び評価基準

10で提出された企画提案書をもとにRose Expo FUKUYAMA 2025 実施運営業務委託業者プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

ア 実施日

2023年（令和5年）11月13日（月）（予定）

※開始時間、場所等の詳細については、参加資格の確認通知時に別途通知する。

イ 評価項目・評価基準

別表のとおり

ウ 受注候補者の特定

審査会における評価が最も高い者を、本業務の受注候補者として特定する。

評価の点数が同点になった者が複数ある場合は、審査会の協議により選定する。

エ 評価結果・選定結果の通知

2023年（令和5年）11月20日（月）（予定）

企画提案者の提出者全員に評価結果・選定結果を郵送等で通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したのではなく、通知後、実行委員会と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

オ 評価結果の公表

評価結果については世界バラ会議福山大会ホームページに公表する。

カ 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、審査会において受注候補者としての適否を審査することとする。

12 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、審査会を経て特定した受注候補者と、業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と実行委員会との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が10(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の企画提案者と契約交渉を行うものとする。

13 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の提案上限金額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと実行委員会が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると実行委員会が認めた場合
- (6) その他実行委員会の指示に違反する場合

14 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。

- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に準じた情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当部局に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、審査会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ実行委員会に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会 は契約を解除できるものとする。この場合、実行委員会に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。